

工事書類の簡素化

～建設現場を働きやすい環境とするために～

国土交通省 大臣官房 技術調査課

やました しんじ
工事監視官 山下 眞治

1. はじめに

建設現場において男女ともに働きやすい環境とするために、長時間労働の要因の一つとなっている、作成及び提出する工事書類を削減することが、長時間労働の改善に寄与するものであることから、国土交通省の工事書類の簡素化に対する取り組みについてご紹介します。

2. i-Construction活用による書類の削減

国土交通省では、建設生産システムの調査から施工、維持管理までのシステム全体の生産性向上を図ることを目的にi-Constructionを進めており、「ICTの全面的な活用（ICT土工）」「全体最適の導入（コンクリート工の規格の標準化等）」「施工時期の平準化」をトップランナー施策として取り組んでいます。

トップランナー施策の一つである「ICTの全面的な活用」の具体的な取り組みとしては、3次元起工測量、3次元設計データ作成、ICT施工、3次元出来形管理、3次元での監督・検査、3次元データでの納品を行うことです。

従来の2次元データを活用した出来形管理にお

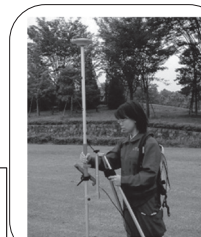
いては、受注者は盛土工の場合、施工延長40mにつき1箇所において、天端の基準高や幅、法面の法長を測定し、計測した測点毎に出来形管理基準及び規格値内である事を確認し、それらの結果を出来形管理資料として書類を作成し検査を受けていました。一方、3次元データを活用したICT土工の場合、UAV等を活用しその写真データを解析することで出来形管理図表を作成します。出来形管理図表は「出来形帳票作成ソフトウェア」により作成され、帳票は3次元設計面と出来形評価用データの各ポイントとの離れをプロットした分布図にて明示され、この分布図1枚をもって検査することとなり、検査書類が大幅に削減されます。

また、現場での出来形寸法検査では盛土工の場合、200mにつき1箇所以上において、天端の基準高や幅、法面の法長について出来形検査を行っていましたが、3次元を活用したICT土工では、1現場1断面のみをGNSSローバー等で計測確認することとなり、検査日数が大幅に短縮されます（図－1）。

検査日数が大幅に短縮

監督・検査要領（土工編）（案）等の導入により、**検査にかかる日数が約1/5に短縮**
（2kmの工事の場合 10日→2日へ）

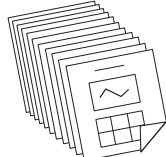
GNSSローバー等で計測



1断面のみ / 1現場

検査書類が大幅に削減

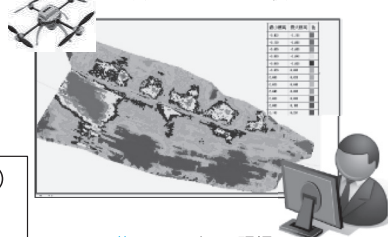
工事書類
（計測結果を手入力で作成）



受注者
（設計と完成形の比較図表）
50枚 / 2km

監督・検査要領（土工編）（案）等の導入により、**検査書類が1/50に削減**

3次元モデルによる検査



1枚のみ / 1現場

図—1 i-Construction活用における書類簡素化

3. その他取り組みによる工事書類の簡素化**(1) 紙と電子の二重提出防止の徹底**

国土交通省では工事書類の電子化を進めていますが、「電子化し提出不要の書類についても、紙で提出させているのではないか」との声があり、業界にヒアリングした結果、「工事成績をよくするために、施工者が自主的に書類を作成」「検査時に説明がし易いため、施工者が電子と紙で二重に納品」「必要書類の事前協議が不十分なため、省略可能な書類まで作成している」との意見がありました。このため、紙と電子データの両方での書類を提出する二重納品の解消に向けて、平成27年4月1日に入札を公告した工事から下記の事項の徹底を図りました（図—2，図—3）。

① 事前協議の徹底

特記仕様書に、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」「紙と電子の別」に関して「事前協議」すること。また、「事前協議」

の内容を変更する場合は、受発注者で協議を行うことを追記。

② 二重納品の防止

特記仕様書に、「事前協議」において電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとするを追記。

③ 書類の多さで成績を評価しない旨を徹底

工事成績評定の基準である「地方整備局工事成績評定実施要領」に、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とすることを追記。

(2) 更なる書類簡素化の取り組み**① 検査時の提出書類の限定**

受注者が作成した書類のうち、技術検査時（完成・中間）を対象に検査時に提出する必要な書類を限定することにより、受発注者の検査に係る負担軽減を図る取り組みを一部の整備局で先行的に行っています。これらの取り組みを、今後対応可能な範囲で各整備局に展開して

工事入り口：電子納品等に関する発注者との事前協議の徹底

○特記仕様書等での明示

工事着手前に「事前協議」を行う。変更する場合も受発注者で協議する。



工事出口：書類の多さで成績を評価しない旨を徹底、完成検査時における二重納品防止

○ 特記仕様書での明示

電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合で紙での提出、提示は行わない。

○地方整備局工事成績評定実施要領の改定

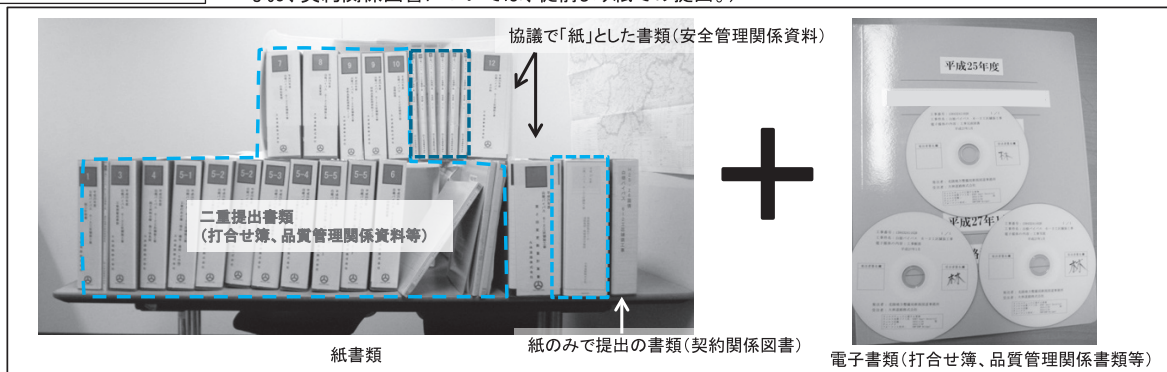
評定にあたっては、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。

H27年4月1日公告の工事より適用

図一 2 提出書類の二重化防止

二重提出の例

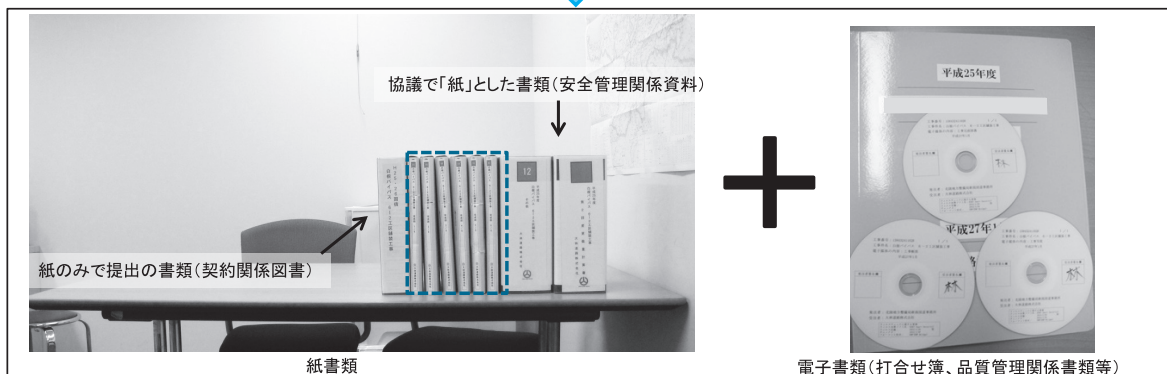
事前協議でほとんどの書類を「電子」とした場合(但し、安全管理関係資料は「紙」としている。なお、契約関係図書については、従前より紙での提出。)



紙と電子両方で提出の書類 (完成図書等)



事前協議を徹底すると.....



図一 3 工事書類の二重提出について

◆取組趣旨

・更なる工事書類の簡素化(省力化)を行うための特記仕様書の改訂

1. 特記仕様書や仕事の進め方を見直し、作成書類の削減

○特記仕様書等に基づく書類や、基づかない書類を含め削減可能な書類を抽出し、作成書類の削減

2. 検査時の負担軽減

○主任監督員と技術検査官の重複確認を廃止

◆改訂項目

・今回、以下の10項目について、特記仕様書の改訂を実施

	編章節条	項 目	作成書類削減	重複確認廃止	改 訂 内 容
1	1-1-1-4 施工計画書	4. 変更施工計画書	○	—	・ 加除一覽表 の作成は不要とする。
2	1-1-1-18 建設副産物	6. 舗装切断時の排水処理	○	—	・マニフェストの提出時期等の 工事打合簿(協議) の作成は不要とする。
3	1-1-1-26 工事中の安全確保	5. イメージアップ(3)	○	—	・ 実施写真(実施報告書) の作成は不要とする。
4		7. 足場の設置	—	○	・技術検査官は、 実施状況配鏡 を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。
5		9. 休憩時間及び安全に関する指導	○	—	・作業開始前の安全指導の義務付けをなくし、 実施状況配鏡 の作成は不要とする。
6		10. 安全巡視	—	○	・技術検査官は、 実施状況配鏡 を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。
7	1-1-1-30 環境対策	11. 定期安全研修・訓練等	—	○	・ 数量状況資料 の作成は不要とする。
8		3. 低騒音型・低振動型建設機械	○	—	・ 数量状況資料 の作成は不要とする。
9	1-1-1-32 交通安全管理	1. 交通管理 (2)交通誘導警備員④	—	○	・技術検査官は、 検定資格の写し を確認しないものとし、検査時の書類持込は不要とする。
10	3-1-1-15 提出書類	1. 工事書類の提出	○	—	・ 完成写真集 の作成は不要とする。

◆改訂効果

・平成27年度に実施した24件の試行工事より、約2割程度の簡素化を確認

図—4 更なる書類簡素化の取り組み

いくことを予定しています。

② 作成書類の簡素化

特記仕様書や仕事の進め方を見直すことで作成書類の削減を図る取り組みを一部の整備局で先行的に行っています。これらの取り組みを、今後対応可能な範囲で各整備局に展開していくことを予定しています(図—4)。

4. 工事書類の標準化

現在、国・都・県・市等各発注機関により作成する工事書類は必ずしも同じでなく、受注者は発注機関毎に必要な工事書式の確認を行った上で、作成・提出しているのが現状です。発注者間での工事書類の標準化が図られると、受注者は発注者に関係なく同じ書式・書類を活用して作成・提出が可能となり、書類作成に係る時間の削減が可能

となり、現場に集中できる時間の確保、発注者との協議等の円滑化、完成検査等の効率化につながり、結果、働きやすい建設現場の環境整備を進めることとなります。このため、各発注者間での書類の標準化に向け、発注者間で作成する書類の現況把握、標準化可能な書類の抽出等、調整・検討を進めているところです。

5. おわりに

工事書類の簡素化については、従前から建設現場の環境整備の一環として取り組んでいるところです。今回ご紹介した取り組みをしっかりと現場で実施していくことに加え、更なる改善に向けて取り組んでいくことで、建設現場の環境整備を今後も引き続き進めて参ります。